

排水基準の設定根拠

1. 排水基準設定根拠（自然系汚濁も想定される物質を対象）

カドミウム、砒素、鉛

- ・環境基準値の10倍値

銅含有量、クロム含有量、亜鉛含有量

- ・鉱山保安規則の基準値を採用しているもの

（水道への影響、漁業及び農作物被害の防止等の知見に基づき設定。）

溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量

- ・水産用水基準の10倍値

BOD、COD、SS、窒素含有量、燐含有量

- ・一般家庭下水を簡易な沈殿法により処理して得られる数値と同等のもの

2. 平均値規制の適用物質

1) 最大値に加え平均値による規制を適用している物質

BOD、COD、SS、窒素含有量、燐含有量

2) BOD、COD、SSの平均値規制

BOD、CODおよびSSについては、排水水質の日間変動を考慮し、日間平均値と最大値の両建てとし、最大値は日間平均値の約30%増とした。

(S46.6 水質汚濁防止法第3条第1項の総理府令で定める排水基準について(答申))

- ・この30%は、操業の変動幅等を考慮したもの。

- ・「1日の排出水の平均的な汚染状態」は、1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値として取り扱う。この場合、操業開始直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。なお、終日操業している場合には、1日につき夜間を含め3回以上測定するものとされている。(S46.9 通達)

3) 窒素含有量、燐含有量の平均値規制

一般家庭において発生する処理前の汚水に含まれる窒素及び燐の濃度の平均的な値と年間における変動の幅、一般家庭に係る汚水の処理による窒素及び燐の除去率を勘案して日間平均値を定めた。また、一般家庭汚水に含まれる窒素及び燐の濃度の日間における変動を考慮し、最大値は平均値の2倍とした。

(S59.9 窒素及び燐に係る排水基準の設定について(答申))